



西谷  
明久が株式会社京橋アートレジデンス<5536>株式の大量保有報告書  
を提出



株式会社京橋アートレジデンス<5536>について、西谷  
明久が11月14日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

保有目的は「発行会社の代表取締役であり、安定株主として保有しております。」によるもの。

報告書によると、西谷  
明久の株式会社京橋アートレジデンス株式保有比率は、99.90%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2023年11月10日。